

株式会社グラスジャポン アカデミー受講規約

本受講規約（以下「本規約」という）には、株式会社グラスジャポン（以下「当社」という）が開催する養成講座以下「本講座」という）を受講するにあたっての受講希望者と当社との間の契約条件が規定されています。受講希望者は本規約の内容をご理解いただき、すべての条件に同意の上、お申込・ご参加をお願いします。

第1条：本規約の承諾および変更

- 第4条に基づく本講座の申込を当社が承諾した全ての受講者（以下「受講者」という）は、本規約の内容を承諾したものとみなされます。
- 当社は、受講者に通知を行うことにより、必要に応じて、受講者の許諾を得ることなく本規約を変更することができるものとします。
- 本規約の変更が通知された後に、受講者が本講座に参加した場合には、受講者は変更された規約に同意したものとみなされ、変更後の規約が受講者に適用されます。

第2条：提供サービス

当社は、受講者に対し、第5条で定める受講料金の対価として、本講座を通じて当社が別途定める講座内容により講義を行うものとします。各課題の提出期限およびフィードバック方針等、受講に際して必要なルールは、当社が発行するスタートガイドに基づくものとします。特に課題の提出は、スタートガイドに記載のとおり、授業実施日から10日以内を期限とし、これを超過した提出は添削・フィードバック等の対象外となるものとします。

第3条：本講座の申込

本講座の受講希望者は、当社が定める手続き方法に従って、受講の申込（以下「受講申込」という）を行い、氏名・住所・電話番号その他、当社が別途定める事項について、正確かつ最新の情報を申込書または、電子メール、電話その他当社が適切と判断する方法にて提供するものとします。また、申込後のコース変更は、アップグレードのみとします。

第4条：申込の承諾

当社は、受講申込を承諾する場合、受講希望者に対し、本講座の受講を承諾する旨を電子メール、電話その他当社が適切と判断する方法にて通知・成立するものとします。

第5条：受講料金

- 受講希望者は、受講承諾通知を受領後、当社から送付される入金案内に記載している支払い方法にしたがって受講料金を支払うものとします。なお、振込み手数料は受講希望者負担とします。
- 受講希望者が、前項に基づく受講料金の支払いを遅延または怠った場合、延滞金を申し受ける場合があります。
- 受講料金は、受講時の料金が適用されるものとし、特典期限は、当社が別途書面又は電子メールで定めたとおりとし、申し込みから開始までの期間が受講者都合により6か月以上空く場合の支払いは、当社が別途書面又は電子メールで定めた内容に従うものとします。

第6条：修了認定

各講座において規定のカリキュラム履修後、試験の受験資格が得られます。希望者には、当社が規定する合格基準を満たしていると判断した上で、ディプロマ（修了証）を発行するものとします。ディプロマ要否は申込時に申請し、カリキュラム履修後の申請は認められないものとします。試験の合格基準、修了証の発行、再試験、費用については、当社が別途、書面又は電子メールで定めたとおりとします。

希望者には、当社が規定する合格基準を満たしていると判断した上で、ディプロマ（修了証）を発行するものとします。合格基準には、試験結果に加えて、受講態度・講義規律・当社規定の遵守状況・他受講生との協調性等、総合的な観点から当社が審査を行うものとします。

当社はこれらの審査基準に照らし、認定に至らないと判断した場合、たとえ講義を修了していたとしても修了証の発行は行わないものとします。また、認定料については、審査業務および証書発行準備等に対する手続料としてお支払いいただいているため、不認定の場合でも返金の対象とはなりません。

第 7 条：受講者情報の使用

当社は、当社 W E B サイトに掲載されるプライバシーポリシーに従い、登録情報および受講者が本講座を受講する過程において当社が知り得た情報（以下「受講者情報」という）を使用することができるものとします。

第 8 条：講義内容に関する権利および禁止事項

- 1. 本講座に含まれる一切のノウハウ、アイデア、手法その他情報、本講座において提供される教材、書籍およびビデオ等の記録媒体、その他一切の著作物、ならびに本講座で使用される一切の名称および標章（以下併せて「講義内容」という）についてのノウハウ、著作権および商標権その他一切の権利は全て当社または当社の委託先に帰属しており、受講者はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。
- 2. 受講者は、講義内容を自己の学習の目的にのみ使用するものとし、いかなる方法においても、受講者個人の私的利用の範囲を超え、若しくは範囲外での使用、又は第三者に対して、貸与、頒布、譲渡、修正、翻訳、使用許諾等を行ってはならないものとします。
- 3. 受講者は、別途当社が明示的に許可する場合を除き、録音、録画、撮影その他いかなる方法または媒体を用いるかを問わず、講義内容を記録することはできないものとします。無断での録音、録画、撮影行為が確認された場合、当社はその行為を重大な規約違反と見なし、認定の不交付、受講資格の停止、または契約解除の判断を行うことがあります。
- 4. 当社は、受講者が本規約に反する行為を行った場合、当社が被った損害の賠償請求に加えて法律上可能なその他の救済手段を講じることができるものとします。
- 5. 当社は、本講座の受講風景をカメラ等で撮影し、記録する場合があります。記録した映像は、当社の W E B サイト、本講座の案内を目的とした各種広告媒体・本講座教材等に利用することとし、その他の目的には利用しません。受講者は、記録された受講者の映像が上記の範囲内で使用されること、および、当該映像に対する一切の権利（著作権法 2 7 条および 2 8 条に定める権利を含む）が当社に帰属することを承諾するものとします。この場合において、当社は受講者に対し、報酬その他一切の金銭的義務を負わないものとします。

第 9 条：契約の解除

当社と受講者またはいずれか一方において、次の各号に定める事由が生じた場合には、相手方に何らの催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができます。また、第 6 条または第 8 条に定める審査基準違反、重大な規約違反が認められた場合も、本契約の解除または認定の不交付等の措置を講じることがあります。

- (1)本契約に関して重大な義務違反があった場合
- (2)支払停止があった時、仮差押え、差押え、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始等の申立てがあった場合
- (3)公租公課の滞納処分を受けた場合

上記各号に該当しない場合は、契約の解除はできないものとし、受講に係る費用全額の支払い義務が発生し、返金はいりません。また、一部入金や分割支払いであった場合も同様とします。

本講座は、クーリングオフ対象外となります。

第 10 条：受講者資格の中断・取消

受講者が以下の項目に該当する場合、当社は事前に通知することなく、直ちに本契約を解除し、当該受講者の受講者資格を停止または将来にむかって取り消すことができるものとします。またこの場合、受講者が以下の(2)・(3)・(4)・(5)のいずれか一つにでも該当する場合は、受講料金の返金はいりません。

- (1) 講座の受講者としての適格性に欠けると判断した場合
- (2) 受講申込において、虚偽の申請を行ったことが判明した場合
- (3) 受講延期申請後、開始予定期間を超過しても連絡が無い場合
- (4) 本規約に違反した場合
- (5) その他、受講者として不適切と当社が判断した場合

第 11 条：キャンセル、振替

- 1. 一度決定した受講スケジュールに対して、受講者のやむをえない都合により出席できない場合、通学は次期にて振替受講が可能となり、通信は、担当講師との再調整を行います。また、欠席に係るキャンセルポリシーは、下記のとおりとします。

<通学>

- 開講日の 15 日以前・・・無料
- 開講日の 14 日～前日まで・・・受講料金の 50%
- 開講日当日・・・受講料金の 100%

<通信>

- 開講日の 3 日以前・・・無料
- 開講日の 2 日～前日まで・・・受講料金の 50%
- 開講日当日・・・受講料金の 100%

なお、受講者が、当社に対する事前のキャンセル又は第 2 項に定める振替希望の通知なく、本講座を受講しなかった場合、当日のキャンセルと同様に扱います。また、期日までに次月のスケジュール提出や諸連絡に対して、順守いただけない場合も同様の扱いとします。

- 2. 受講者の都合により、全日程もしくは一部日程において、次回以降に開催される同内容の講座への振替を希望し、当社がそれを認めた場合には、前 1 項のキャンセル料は、原則としていただきません。但し、受講期間は開始から最大で 1 年間とします。本講座は、原則として 6 か月で修了を目指すように設計を行っておりますが、振替等により学習に 1 年間の期間が必要な場合は、受講開始から 6 か月経過から 15 日の間に事務局に申請を行うことで期間延長を認められるものとします。

第 12 条：本講座の中止・中断

- 1. 当社は、本講座の運営上やむを得ない場合には、受講者に事前の通知なく、本講座の運営を中止・中断できるものとします。

2. 前項の場合には、当社は本講座の中止または中断後 14 営業日以内に、当該講座についての受講料金全額を返金します。但し、当社の責任は支払済の受講料金の返金に限られるものとし、その他一切の責任を負いません。なお、次回以降に開催される同内容の講座への振替をご希望の受講者は、受講料金をそのままお預かりし、次回講座への参加手続きさせていただきます。

第 13 条：損害賠償

.....

1. 受講者が、本講座に起因または関連して、当社に対して損害を与えた場合、受講者は一切の損害を賠償するものとします。
2. 本講座に起因または関連して、受講者和其他の受講者その他の第三者との間で紛争が発生した場合、受講者は自己の責任と負担において、当該紛争を解決するとともに、当社に生じた一切の損害を補償するものとします。

第 14 条：管轄裁判所

.....

本規約または本講座に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第 15 条：保証

.....

本講座は、受講者が講義内容を習得することを保証するものではありません。

第 16 条：当社の責任

.....

1. 当社は、故意または重過失に基づく場合を除き、本講座または本規約に関連して受講者または第三者が被った特別損害（予見可能性の有無を問わない）、間接損害および逸失利益について何ら賠償責任を負わず、通常損害について、当社が当該受講者から現実に受領した受講料金全額の範囲内でのみ、損害賠償責任を負うものとします。
2. 理由の如何を問わず、受講者が、当社または本講座の開催場所に物件を残置し、当該講座終了後 1 ヶ月以内に当社の定める手続きにより返還を請求しなかった場合、当社は、受講者が当該物件に対する所有権その他権利を放棄したものとみなして、これを任意に処分することができるものとし、当該物件に関して一切の責任を負わないものとします。

第 17 条：休学

.....

1. 休学は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、許可するものとする。
 - (1) 休学を希望する者に、復学の意志が明白にあること。
 - (2) 休学の理由が、次に定める「休学の理由」のうちいずれかに該当すること。
 - ・傷病等のため、3 か月以上休養を要すると認められるとき。
 - ・渡航のため、3 か月以上出席が困難と認められるとき。
2. 休学の期間は、3 か月以上 1 年以内とし、復学予定日を過ぎても連絡の無い場合は、休学は自動的に解除となるものとする。
3. 休学の申請に必要な書類は、「休学申請書」及び「当該休学の理由を証する書類」とする。「当該休学の理由を証する書類」とは、傷病等を理由とする場合の医師の診断書、保護者の転勤に伴う海外への一時転出を理由とする場合の保護者への辞令の写し、その他当該休学の理由について客観的に証明し得る書類をいう。

第 18 条：（名誉毀損および信用毀損行為の禁止）

1. 受講者は、当社または本講座の講師・スタッフ・他の受講者の名誉、信用、社会的評価を毀損する行為（以下「毀損行為」という）を行ってはならないものとします。
2. 毀損行為には、以下を含みますが、これらに限りません：
 - （1）SNS、ブログ、掲示板その他の媒体を通じた虚偽情報または誤解を招く表現の拡散
 - （2）講座運営・講師・内容に関する一方的かつ攻撃的な中傷・批判の公開
 - （3）他受講生への誹謗中傷・侮辱的発言・個人攻撃
 - （4）録音・録画・講座資料の無断流用に伴う信用毀損行為
3. 上記に該当する行為が、受講者自身の過失、課題未提出、規定違反、連絡不備等に起因していた場合には、悪質性が高いとみなし、当社は以下の対応を講じることがあります：
 - （1）受講資格の即時停止または取消
 - （2）修了証・認定の交付停止または取消
 - （3）損害賠償請求および法的手段を含む厳正な対応
4. 当社は、運営の信頼性と受講環境の健全性を守る観点から、本条項の適用にあたって、表現の意図・文脈・影響範囲等を総合的に判断し、慎重かつ適切な措置を講じます。
5. 正当なご意見や建設的なフィードバックは歓迎しておりますが、公共性のない一方的な誹謗・名誉毀損・不正確な情報の拡散については、信頼関係の重大な毀損行為と見なし、本条項に基づき厳正に対応いたします。

以上

2025 年 5 月改訂同月より適用